

第四 1953年の「らい予防法」

くなった。答弁は、こうした厳然たる事実をまったく無視したものとなっている。

このほか、答弁では、「優生保護法」に規定されている患者とその配偶者への優生手術についても「現在療養所内で夫婦生活を営んで居る者は概ねこの規定によって手術を受けて居りまして、優生上の見地からはこれで十分であると考えます」と肯定している。しかし、なぜ、感染症のハンセン病患者への優生手術が必要なのか、ハンセン病患者への「優生上の見地」とはどのような認識なのかについてはこれ以上、言及はされていない。ハンセン病患者とその配偶者への優生手術の必然性を説明するものとはなっていない。

この「癩予防法関係予想質問及答弁」を読む限り、厚生省の「癩予防法」肯定の論理は、根拠がきわめて薄弱であると言わざるを得ない。しかし、厚生省は、「癩予防法」が日本国憲法には抵触しないという立場を一貫させ、改正の必要を認めていないことは重要である。

このほか、同時期の厚生省の認識を示すものとして、長島愛生園がまとめた「癩予防法改正をめぐる入園者の動向」がある。この資料によれば、1952（昭和27）年9月23日に、長島愛生園を訪れた厚生省国立療養所課長尾村偉久は、入所者を前にして「ライ病がきらわれると云うのは、ライに対する人間の本能的な感情からのものであり」、「医学的にライ菌をぼくめつすることが出来ない現在では、ライ菌保有者をきらうと云うことが国民の90%ではないかと思う」と述べ、「人間の本能」を根拠に隔離政策を正当化し、さらに、病院・療養所は「特殊な共同生活」だから罰則が必要だと、懲戒検束規定を支持している。

以上の事実を総合すると、翌1953（昭和28）年の3月には改正法案を提出することになる厚生省ではあるが、1952（昭和27）年11月段階では、まだ、その意思が存在していなかったと判断することができる。

3. 療養所の所長たち

では、療養所の所長たちは、法改正についてどのように考えていたであろうか。

1952（昭和27）年11月1日、全癩患協の癩予防法改正促進委員会は6人の園長と会見しているが、多磨全生園長林芳信は「現在のライ予防法には『非人間的なもの』はないと解する」と、東北新生園長上川豊も「新憲法になってからは『非人間的な』強制収容はやってないと思った」などと、それぞれ断言している。林は懲戒検束規定については「予防法から取去っても宜しい」としながらも、その一方では「所内の秩序維持のために『何か』が必要だ」とも述べ、駿河療養所長の高島重孝も「管理者として何もないのは無責任ぢやないか」と同様の発言をおこなっている（「癩予防法改正陳情に関する六園長との会見記」）。療養所長たちの認識は、「癩予防法」のもとでも「非人間的」な強制隔離はない、療養所内の入所者への罰則による管理は必要であるというものであり、全癩患協の認識とは大きな開きがあった。所長たちの間でも、法改正の必要は認められていなかった。

法改正に向けて、厚生省が急速に動き出すのは、1953（昭和28）年2月、長谷川保が全癩患協の主張に沿った改正法案「ハンゼン氏病法案」を作成してからである。